

「火災保険※」だけ

※ビジネスプロパティでは財産補償条項のことです。

…で大丈夫ですか？



家賃収入の減少…

火災保険で建物を復旧!

火災保険だけでは家賃収入の損失は補償されません。



賃貸経営再開

日新火災の事業者向け火災保険

ビジネスプロパティの **家賃補償** で

家賃収入の減少 をカバー!

さらに孤独死、自殺、犯罪死が起こったら…

- ◆ 死亡事故が起こった物件は敬遠されるため、空室期間や値引期間が発生する可能性があります。
- ◆ 死亡事故の内容によっては、賃貸住宅の特殊清掃やリフォーム等の費用が必要になります。

死亡事故の際の **家賃の損失** や

原状回復費用 などもカバー!

火災などによる家賃の損失については…

→家賃補償条項

火災などの事故により建物(賃貸物件)が損害を受け、家賃収入が減少した場合の家賃の損失を補償します。



死亡事故による家賃の損失は…

→家主費用補償特約

賃貸戸室内で発生した死亡事故(孤独死、自殺または犯罪死)による空室期間、値引期間の家賃の損失や清掃、消毒、脱臭などの原状回復費用および遺品整理費用などの事故対応費用も補償します。

保険金のお支払い例

独り暮らしのお年寄りが孤独死し、死後約1か月経過後に発見された。事故物件のため、なかなか借り手がなく、改修後5か月空室だった。また、残存物の撤去等の清掃や改装の費用として、80万円かかった。



■事故が発生した賃貸戸室の家賃月額：60,000円

■空室期間：5か月

お支払いする保険金

家賃損失保険金：60,000円×5か月=300,000円

事故対応費用保険金：800,000円

支払保険金合計：1,100,000円

家主費用補償特約はビジネスプロパティ(家賃補償条項)とあわせてセットする特約となります。

保険料例

家賃月額60,000円の賃貸戸室が10戸室ある建物の場合

(その他の条件：保険期間1年間、東京都所在、M構造、約定復旧期間12か月、ワイドプラン^(注))

	分割払1回分保険料
家賃補償条項のみ	330円 (年額保険料 3,960円)
家賃補償条項+家主費用補償特約	2,410円 (年額保険料28,920円)

(注)ご契約プランについてはビジネスプロパティパンフレット(セットプラン型)をご参照ください。

※上記保険料は2017年1月時点の保険料水準です。実際の保険料については取扱代理店までご照会ください。

※このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、ビジネスプロパティのパンフレットおよびご契約のしおりをご参照ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にご照会ください。

※ビジネスプロパティは企業財産総合保険のペットネームです。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)

お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]

ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら

サービス24
24時間・365日

フリーダイヤル **0120-25-7474**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。